

滋賀の新しい産業づくり促進資金

趣旨・目的

滋賀県知事の認定を受けた「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画」に基づき、新製品や新技術に関する研究開発とその事業化に取り組むための資金を融資します。

内容

対象者

「滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画」の認定を受けた中小企業者、協同組合等

内容

計画に基づく研究開発やその成果を事業化する資金で次のものを融資の対象とします。

土地・構築物および付帯施設（土地を含む）の購入

機械器具・装置または工具の購入

市場調査の費用

原材料・副資材の購入

外注加工費

研究開発および事業化に付随した人件費等

平成22年10月1日
から融資利率が
1.3%に
下がりました！

融資条件

融資限度額	中小企業者.....所要資金の80%以内で2億円以内 協同組合等.....所要資金の80%以内で4億円以内
融資利率	年1.3%
融資期間（据置） ・償還方法	10年以内（据置期間2年以内）・割賦償還
信用保証料率	年0.37%～1.82%（保証形態によって異なります）
担保・保証	信用保証協会保証付き
取扱金融機関	商工中金、滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行 信用金庫（滋賀中央、長浜、湖東、京都、京都中央） 信用組合（滋賀県、滋賀県民、京滋、近畿産業）

融資利率等の融資条件は平成22年10月1日現在のものです。金融情勢等により、融資利率等を変更することがあります。

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 新産業振興課工業振興担当 TEL 077-528-3791

(財)滋賀県産業支援プラザ 経営支援グループ TEL 077-511-1413

取扱金融機関